

平成 24 年 9 月 10 日

一般社団法人  
日本矯正歯科学会  
会員 各位

一般社団法人  
日本矯正歯科学会  
医療問題検討委員会  
委員長 清水 典佳

【疑義解釈資料の送付について】

拝啓

初秋の候，平素は学会運営に関してご協力を頂き，厚くお礼申し上げます．

さて，厚生労働省保険局医療課から以下の疑義解釈の連絡がきました．ご確認のうえ周知頂けますようよろしくお願い致します．

敬具

「記」

質問 1 ) 6 歯以上の非症候性部分性無歯症とは、矯正治療に係る療養給付対象となっている症候群以外で 6 歯以上の先天性部分性無歯症（第三大臼歯は含めない）を伴う症例のことであり、齲蝕・歯周疾患・外傷等の後天的な歯の欠損は含めない。なお、保険適応の際には、6 歯以上の先天性欠損を示すエックス線写真等の資料が必要である、と考えて良いか。

回答 1 ) 必要である。

質問 2 ) 小舌症とは、先天異常や形成不全により舌が極めて小さく咀嚼・構音障害等を引き起こす症例を示す。なお、保険適応の際には、小舌症を示す口腔内写真等の資料が必要である、と考えて良いか。

回答 2 ) 必要である。

以上